

実務従事に該当する業務一覧(具体例)

法令で定められた民間法人の業務
<ul style="list-style-type: none"> ● 資本金額が5億円以上の法人及びその連結子会社、金融商品取引法第 193 条の2第1項の規定により監査証明を受けなければならない法人及びその連結子会社における、原価計算その他の財務分析に関する事務 ※ 単純な経理事務や記帳業務等は不可 ● 預金保険法第2条第1項に規定する金融機関、保険会社、無尽会社又は特別の法律により設立された法人であってこれらに準ずるものにおける、貸付け、債務の保証その他これらに準ずる資金の運用に関する事務
実 例
<p>1. 資本金額5億円以上の法人、開示会社等又はこれらの連結子会社(海外の子会社を含む。)での実務従事の例</p> <p>(1) 決算に関する業務等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 決算書類作成業務や海外子会社の財務諸表の分析に関する業務を担当した。 ○ 有価証券・デリバティブ等金融商品に関する経理・決算業務やこれら金融商品に関するリスク管理に関する業務を担当した。 ○ 月次・四半期決算の財務書類の作成や決算業績予想数値の算定に関する業務を担当した。 <p>(2) 予算に関する業務等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自社やグループ会社の予算実績管理、経営状況の分析、経営改善等に関する業務を担当した。 ○ 資金計画の企画・立案や経費予算の策定・実績管理に関する業務を担当した。 ○ 自社損益管理制度の企画・立案や損益管理資料の分析に関する業務を担当した。 ○ 海外支店や海外関連会社の業績把握(実績や予算管理)に関する業務を担当した。 ○ 経営戦略の一環として行う新規事業の立ち上げにおける事業計画・収支計画の策定や子会社の財務分析・資金繰りに関する業務を担当した。 ○ 子会社・関連会社の経営状態の把握、融資条件の検討や融資額の決定、本社の資金需給の把握や本社の事業計画(財務書類・資金運用表等)の策定・実績との差異分析に関する業務を担当した。 <p>(3) 工場の経理に関する業務等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自社工場において、製品の原価管理を含む、当該工場の経理に関する業務を担当した。 ○ 自社工場において、工場製品に係る原価企画・原価管理や予算実績管理に関する業務を担当した。 <p>(4) 他社(資本金額5億円以上の法人、開示会社等又はこれらの連結子会社(海外の子会社を含む。))の財務分析に関する業務等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 証券アナリストとして、他社の財務分析や企業評価に関する業務を担当した。 ○ 企業財務戦略や退職金・年金に係る財務・資産運用戦略の提案活動に関する業務、国内外の金融機関・年金基金等における財務戦略に係る調査や分析に関する業務を担当した。

- 経営コンサルティングを目的として、他社の財務分析に関する業務を担当した。
- 会社戦略の意思決定を行う会議(事業戦略会議、本部長会議等)への資料の提出を目的として同業他社や自社事業部の財務分析に関する業務を担当した。

(5) 株式公開準備に関する業務等

- 株式公開のための各種申請書類作成、予算作成、財政状態・リスク情報分析や原価計算に関する業務を担当した。
- 株式公開のための各種申請書類作成や決算短信等作成に関する業務を担当した。

(6) 財務報告に係る内部監査・内部統制に関する業務

- 監査部門において、財務書類作成、資産査定、償却・引当などに係る内部監査に関する業務を担当した。
- 監査部門において、財務報告に係る内部統制の評価範囲の決定、全社的な内部統制の評価・改善、業務プロセスの評価・改善に関する業務を担当した。
- コンサルタント会社において、財務書類の適正性を確保するための内部統制が適切か否かを調査する部門で、他社(資本金額5億円以上の法人、開示会社等又はこれらの連結子会社(海外の子会社を含む。))に対して、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を目的とする内部統制評価支援に関する業務(内部統制上の問題点を改善する業務)を担当した。

2. 「資本金額5億円以上の法人、開示会社等又はこれらの連結子会社(海外の子会社を含む。)」以外の企業での実務従事の例

- コンサルタント会社において、顧客から依頼のあった評価対象企業(資本金額5億円以上の法人、開示会社等又はこれらの連結子会社(海外の子会社を含む。))に関する株主資本価値評価等を目的とする財務分析に関する業務を担当した。
- 経理業務の委託を受けている会社に勤務し、他社(資本金額5億円以上の法人、開示会社等又はこれらの連結子会社(海外の子会社を含む。))の財務諸表等の作成や財務分析に関する業務を担当した。

3. 銀行や保険会社における、貸付け、債務の保証その他これらに準ずる資金の運用に関する事務

- 銀行において、法人融資の業務を担当した。
- 保険会社において、株式での資産運用のために各企業の財務内容調査の業務を担当した。
- 保険会社において、投融資審査、社内格付付与、業界レポート作成の業務を担当した。

法令で定められた公的機関の業務

- 国又は地方公共団体の機関における、国若しくは地方公共団体の機関又は国及び地方公共団体以外の法人((1)特別の法律により設立された法人、(2)資本金額が5億円以上の法人及びその連結子会社、(3)金融商品取引法第193条の2第1項の規定により監査証明を受けなければならない法人及びその連結子会社、のいずれかに該当するものに限る)の会計に関する検査若しくは監査又は国税に関する調査若しくは検査の事務
 - 国及び地方公共団体における、原価計算その他の財務分析に関する事務
- ※ 単純な経理事務や記帳業務等は不可

実 例

- 国税局において、税務調査の業務を担当した。
- 県庁において、市町村の財務監査や地方交付税に関する検査の業務を担当した。
- 市役所において、地方公営企業に係る決算書類作成業務や財務諸表の分析に関する業務を担当した。